

貧困 苦しむ母子家庭

「養育費払ってもらえない」

進学諦め、狭まる進路

苦しむ

親子 ⑥

経済的な苦勞や子育ての悩みについて語り合うシングルマザーら(福岡市中央区で)



「お金がないから、行かないんだ」。関西地方に住む小学6年生の男児(12)はこの夏、地域のサッカークラブの合宿に参加しなかった。友達に理由を問われ、隠さずそう答えた。

男児の両親は小学3年生の時に離婚。今は母親(48)と兄、祖母と暮らす。合宿の費用は1回2、3万円。母親と話し合い、合宿には行かないと決めていた。

だが、友達から「本当なの？」と問いつめられると、言葉が出ない。最近練習も休みがちだ。「言いたくないのに、家のことを聞かれて面倒だから」

パートで働く母親の月収は20万円に満たない。収入が不安定なためローンが組めず、雨漏りのする部屋の修理もできないままだ。

母子生活支援施設 児童福祉施設の一つ。離婚による経済的な困窮などを理由に、18歳未満の子どもとその母親が一緒に生活できる。2011年の統計では、全国に261施設あり、3850世帯、6015人の子どもが入所している。

「お金が足りず、必要な食料を買えなかったことがある」。独立行政法人「労働政策研究・研修機構」の昨年の調査で、母子世帯約700世帯の約15%がそう回答した。調査した周

国の調査では、母子家庭のうち養育費が支払われているのは2割にとどまる。相手の給与などを差し押さえるには、養育費について取り決めた公正証書などを裁判所に出す必要がある。ハードルが高い。4月施行の改正民法で、離婚の際に養育費の分担を決めるよう定められたが、実際に決めていたのは半数だけだ。

東北大学の下夷美幸准教授(家族社会学)によると、スウェーデンやドイツなどでは、養育費の不払いが生じた場合、国が立て替え、その分を相手から徴収する仕組みがある。米国でも、行政が不払いの親の居所を捜し出し、給与から天引きするなど強制的に養育費を徴収しているという。

下夷准教授は「養育費を受け取るのは子どもの権利。養育費の問題を個人に委ねては、解決しない。国が責任を持って確保する必要がある」と話す。

燕飛研究員は「離婚が子どもにも与える影響の深刻さは想像以上だ」と話す。母子世帯の2010年の平均年収は291万円、子どものいる世帯平均(658万円)の半分以下。経済的困窮は、子どもたちの進学にも影響を及ぼす。

首都大学東京の稲葉昭英教授(計量社会学)の研究では、大学進学率(短大などを含む)は、初婚の二人親家庭では約60%だったのに、離婚した一人親家庭では約15%にとどまった。「家計の苦しさを知らない子どもたちは、早い段階で進学を諦める。人生の選択肢が狭まってしまふのは問題だ」。稲葉教授は指摘する。

貧困を生む要因の一つが、養育費の不払いだ。「養育費を払ってもらえず、どうしようもなかった」。長女(8)と長男(6)と関東地方の母子生活支援施設で暮らす女性(28)は、施設に入ったいきさつを語った。会社員の夫と一昨年離婚。養育費を要求したが、元夫は「払わない」の一点張りだった。収入は、アルバイトと児童扶養手当などで月約18万円。「正社員の職に就きたいが、見つからない」と焦りを募らせる。

「サッカーはどこでもできるのに、何でわざわざ合宿に行くんだろう」と悔しがる男児。サッカー選手に憧れ、公園で一人ボールをける。「中学でもスポーツをしたいけど、母さんに負担をかけたくないから、その話はしないんだ」

各地で開かれる母子家庭の交流会でも、養育費の不払いはよく話題に上る。交流会を開いている福岡市立母子福祉センターの大河戸はるみ所長は「元夫が所在不明で請求できないなど、個人の力ではどうにもならないケースが多い」と語る。

「お金が足りず、必要な食料を買えなかったことがある」。独立行政法人「労働政策研究・研修機構」の昨年の調査で、母子世帯約700世帯の約15%がそう回答した。調査した周

仕組みが必要だ」と話す。

ご意見・ご感想をお寄せ下さい。あて先は右ページ下段「社会面に情報を」にあります。

社計画研究所
www.gojin.co.jp
0120-01-3482